

信州大学基盤研究支援センター機器分析支援部門における機器利用に関するルール

信州大学基盤研究支援センター機器分析部門（以下「本部門」という。）に設置された機器を学外者が利用する場合は、次の事項を厳守しなければならない。利用者が、このルールに反したとき、または機器の利用に当たって重大な支障を生じさせたときは、利用の途中であっても当該利用の許可を取り消す場合がある。

- 1 利用者は、事前に利用目的、分析試料、機器の運転操作、日程等について機器管理担当者と打ち合わせを行うとともに、利用当日は機器管理担当者の指示に従って利用をすること。なお、利用者は、指定された場所以外は、許可を受けないで出入りすることを禁止する。
- 2 利用者は、機器の利用に当たっては、関係法規を遵守し、安全衛生対策、事故防止に注意を払うこと。万一利用者の故意又は過失により、機器を破損、滅失または汚損したときは、信州大学（以下「本学」という。）の定めるところにより、原状回復に必要な経費を負担しなければならない。
- 3 やむを得ない事由によって機器の利用を中止したために損害が生じた場合、本学は責任を負わないものとする。
- 4 機器の利用に当たって、有害物質ならびに感染性物質の持込みを禁止する。万一これらの持込みにより、利用者に異変が生じた場合、本学は責任を負わないものとする。
- 5 機器の利用に当たって、利用者の過失により本人が怪我または病気をした場合、本学は責任を負わないものとする。
- 6 利用者は、機器の利用に当たっては、周囲に迷惑を及ぼさないように注意を払い、定められた範囲で作業し、承認された時間内に機器および周辺の整備、清掃を含めて、すべての作業を終了すること。また、機器の利用が終了したときは電気、水道、ガス等の停止を確認し、必要に応じて機器備え付けの記録簿に記入すること。
- 7 試料の回収、パソコン内のデータ削除等の管理は利用者の責任で行うこと。
- 8 本部門および利用者は、機器利用の際に知り得た相手方の情報、知的財産等を書面による相手方の同意なしに公開してはならない。
- 9 利用者は、本学が発行する請求書に基づき、本学が指定する期日までに所定の利用料金を支払わなければならない。
- 10 機器利用により得られたデータは、本学が保証するものではない。
- 11 利用者は、機器利用により得られたデータを公表する場合、原則として信州大学名を使用することはできない。また、信州大学を特定できる表現も同様とする。ただし、部門長が大学名の使用を許可した場合は、この限りでない。
- 12 ここに定めるもののほか、本部門および設置機器の利用に関し必要な事項は、部門長が別に定める。